

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月21日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第5号

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

総社市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年総社市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第14条関係）		別表第2（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
略		略	
(6) 会計年度任用職員の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	略	(6) 会計年度任用職員（ <u>6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者に限る。</u> ）の親族（別表第4の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	略
略		略	
(13) 会計年度任用職員の妻が出	当該期間内における5日（勤務日ご	(13) 会計年度任用職員の妻が出	当該期間内における5日（勤務日ご

改正後		改正前	
産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の3第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間	産する場合であって、その出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（条例第8条の3第1項に規定する子をいう。以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	との勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
(14) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間		
(15) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	1の会計年度において別表第5に定める期間		
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
事由	期間	事由	期間
略		略	
(2) 中学校又は義務教育学校を卒業するまでの子	1の会計年度において5日（その養	(2) 中学校を卒業するまでの子	1の会計年度において5日（その養

改正後		改正前	
<p>業するまでの子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、その子の<u>看護等</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話を行うこと又はその子の入学式（入園式を含む。）若しくは卒業式（卒園式を含む。）に参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>育する中学校又は義務教育学校を卒業するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間</p>	<p>（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u>に限る。）が、その子の<u>看護</u>（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>育する中学校を卒業するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間</p>
<p>(3) 要介護者（条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の任命権者の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間</p>	<p>(3) 要介護者（条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の任命権者の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、<u>6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの</u></p>	<p>1の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間</p>

改正後		改正前	
		に限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
		(4) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
		(5) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(2)の項から前項までに掲げる場合を除く。)	1の会計年度において別表第5に定める期間
(4) 略		(6) 略	
(5) 略		(7) 略	
別表第5 (別表第2・別表第3関係)		別表第5 (別表第3関係)	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則
この規則は、令和7年4月1日から施行する。